

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

令和 7 年 3 月 18 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 2 章 株主コミュニティの組成 (発行者についての審査) 第 5 条 運営会員は、株主コミュニティを組成しようとする店頭有価証券につき、第 25 条の規定により当該運営会員が策定した社内規則に従って、次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行った結果、株主コミュニティ銘柄として適当と認められない場合は、当該店頭有価証券の株主コミュニティを組成してはならない。 1～6 (現行どおり) 2 前項の審査を行った運営会員は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電磁的記録により、当該審査を終了した日又は株主コミュニティを解散した日のうちいずれか遅い日から5年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。 第 3 章 株主コミュニティへの参加・脱退 (確認書の徴求等) 第 10 条 運営会員は、当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者（特定投資家を除く。）から、<u>金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき提供</u>する金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該投資者の判断と責任において株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該投資者に交付し、これらについて十分に説明を行うとともに、株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書を徴求しなければならない。 第 5 章 投資勧誘	第 2 章 株主コミュニティの組成 (発行者についての審査) 第 5 条 (同 左) 1～6 (省 略) 2 前項の審査を行った運営会員は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電磁的<u>方法</u>により、当該審査を終了した日又は株主コミュニティを解散した日のうちいずれか遅い日から5年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。 第 3 章 株主コミュニティへの参加・脱退 (確認書の徴求等) 第 10 条 運営会員は、当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者（特定投資家を除く。）から、<u>第 15 条第 1 項に掲げる書面に記載された金融商品取引行為</u>についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該投資者の判断と責任において株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該投資者に交付し、これらについて十分に説明を行うとともに、株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書を徴求しなければならない。 第 5 章 投資勧誘

新	旧
(店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前の情報の提供) 第 15 条 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家を除く。）に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき情報を提供するときに、少なくとも、次の各号に掲げる事項を含めて情報を提供の上、同条に定めるところにより提供し、これらについて十分に説明しなければならない。 1～17 (現行どおり) 2 (現行どおり)	(店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前交付書面の交付) 第 15 条 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家を除く。）に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、次の各号に掲げる事項を含めて記載の上、同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。 1～17 (省 略) 2 (省 略)
第 8 章 雑 則 (電磁的方法による交付等) 第 31 条 運営会員は、本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該運営会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 運営会員は、本規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該運営会員は、当該書面を徴求したものとみなす。 3 運営会員は、本規則に定める書面による契約に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。この場合において、当該運営会員は当該書面による契約を締結したものとみなす。 4 前項の定めに基づき契約を締結した運営会員は、当該契約の当事者から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を	第 8 章 雑 則 (電磁的方法による交付等) 第 31 条 運営会員は、第 10 条に規定する書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該運営会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 運営会員は、第 10 条に規定する株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該運営会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。 (新 設) (新 設)

新	旧
文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法 その他の方法により回答しなければならない。 第 9 章 上場廃止銘柄の特例 (取次ぎ等会員に係る情報の提供等) 第 33 条 運営会員は、前条第 1 項第 1 号の承諾を行った場合、取次ぎ等会員に対して、次に掲げる情報を提供しなければならない。 1 運営会員が、当該株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家を除く。）に対し、第 15 条第 1 項及び金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に<u>基づき提供している情報の内容（当該情報の内容を変更した場合はその内容）</u> 2・3 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 取次ぎ等会員は、当該株主コミュニティ銘柄の売付けを行う顧客に対し、第 1 号及び第 2 号に掲げる情報を提供したうえで、これらの情報について十分説明しなければならない（取次ぎ等会員による第 1 号に掲げる<u>情報の提供</u>及び説明については、第 15 条及び第 31 条の規定を準用する。この場合、第 15 条第 1 項本文及び第 31 条に掲げる「運営会員」は「取次ぎ等会員」、第 15 条第 1 項本文に掲げる「参加者」は「顧客」と読み替えるものとする。）。) 1 第 1 項第 1 号の規定により運営会員から取得した情報を含む<u>第 15 条第 1 項及び金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき提供する情報</u> 2 （ 現行どおり ） 4・5 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	第 9 章 上場廃止銘柄の特例 (取次ぎ等会員に係る情報の提供等) 第 33 条 運営会員は、前条第 1 項第 1 号の承諾を行った場合、取次ぎ等会員に対して、次に掲げる情報を提供しなければならない。 1 運営会員が、当該株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家を除く。）に対し、第 15 条第 1 項及び金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定により<u>交付する契約締結前交付書面に記載している内容（当該書面の記載内容を変更した場合はその内容）</u> 2・3 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 取次ぎ等会員は、当該株主コミュニティ銘柄の売付けを行う顧客に対し、第 1 号に<u>掲げる書面を交付し、かつ、</u>第 2 号に掲げる情報を提供したうえで、これらの<u>書面及び情報</u>について十分説明しなければならない（取次ぎ等会員による第 1 号に掲げる<u>書面の交付</u>及び説明については、第 15 条及び第 31 条の規定を準用する。この場合、第 15 条第 1 項本文及び第 31 条に掲げる「運営会員」は「取次ぎ等会員」、第 15 条第 1 項本文に掲げる「参加者」は「顧客」と読み替えるものとする。）。) 1 第 1 項第 1 号の規定により運営会員から取得した情報を含む<u>契約締結前交付書面</u> 2 （ 省 略 ） 4・5 （ 省 略 ）